

「電気通信事業におけるサイバー攻撃への 適正な対処の在り方に関する研究会」 開催要綱

1 目的

昨今、情報通信技術の発展とともに、DDoS 攻撃^{※1}やマルウェア^{※2}の感染活動などサイバー攻撃が巧妙化・複雑化しており、社会経済活動における ICT の急速な普及ともあいまって、情報セキュリティへの脅威やリスクが深刻化している状況にある。

現状、電気通信事業者によるガイドライン^{※3}により対応が行われているところ、サイバー攻撃が巧妙化・複雑化する中で、電気通信事業者が通信の秘密等に配慮しつつ、新たな対策や取組を講じていくことが可能となるよう、電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方について検討を行うことを目的として、「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」を開催する。

※1 分散型サービス妨害攻撃（Distributed Denial of Service）のこと。多数のコンピュータから一斉に大量のデータを特定宛先に送りつけることにより、当該宛先のネットワークやサーバを動作不能にする攻撃。

※2 コンピュータウイルスのような有害なソフトウェアの総称。

※3 「電気通信事業者における大量通信等への対処と通信の秘密に関するガイドライン」（インターネットの安定的な運用に関する協議会 平成 19 年 5 月 30 日初版制定、平成 23 年 3 月 25 日第 2 版制定、平成 26 年 7 月 22 日第 3 版制定、平成 27 年 11 月 30 日第 4 版制定、平成 30 年 11 月 30 日第 5 版制定）

2 名称

本会は、「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」と称する。

3 検討事項

- (1) マルウェア配布サイトに関する注意喚起の在り方
- (2) 最近の DDoS 攻撃等の手法に対する効果的な対策とその課題
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務省総合通信基盤局長及びサイバーセキュリティ統括官の研究会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、研究会構成員の互選により定めることとし、座長代理は、座長が指名する。
- (5) 座長は、本会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 本会は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

- (7) 座長は、必要に応じて、ワーキンググループを開催することができる。
- (8) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (9) その他、本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 会議等の公開について

会合資料及び議事要旨については、原則として、総務省ホームページにて公表する。ただし、会議の議事については、個別の情報セキュリティ対策情報等を扱う可能性があり、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあるため、原則として非公開とする。

6 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課及びサイバーセキュリティ統括官室がこれを行うものとする。

「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」 構成員

(敬称略・座長、座長代理を除き 50 音順)

| | | | |
|--------|------------|------------|---|
| (座長) | しずめ 鎮目 | もとき 征樹 | 学習院大学法学部 教授 |
| (座長代理) | ししど 宍戸 | じょうじ 常寿 | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 |
| | きむら 木村 | たかし 孝 | 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 事務局長 |
| | きむら 木村 | たまよ たま代 | 主婦連合会 事務局長 |
| | こやま 小山 | さとり 覚 | 一般社団法人 ICT-ISAC ステアリング・コミッティ 運営委員長 |
| | なかお 中尾 | こうじ 康二 | 国立研究開発法人情報通信研究機構 サイバーセキュリティ研究所 主管研究員 |
| | ふじもと 藤本 | まさよ 正代 | 情報セキュリティ大学院大学 教授 |
| | もり 森 | りょうじ 亮二 | 英知法律事務所 弁護士 |
| | よしおか 吉岡 | かつなり 克成 | 横浜国立大学大学院環境情報研究院／ 先端科学高等研究院 准教授 |